
苦手な人が多い

会社法・商業登記法を真に理解する 90 分

レジュメ②

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

会社法の世界
Corporate Law

第1章

会社法とは？

会社法の1つ1つの規定に入る前に、まずは会社法の世界を概観しましょう。大きな視点で会社法の世界を見ることで、みなさんの頭の中に知識を入れるボックスができます。この第1編は、知識を入れるボックスを作るためのものです。

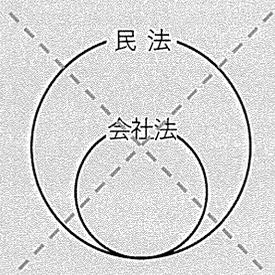
1 会社についての法

「会社法」というくらいですから、会社法は会社についての法です。「会社」には、株式会社、合名会社、合資会社および合同会社の4つがあるのですが（会社法2条1号）、最初のうちは株式会社でイメージしてください。株式会社にお勤めの方も多いと思います。もしかしたら有限会社にお勤めかもしれませんが、有限会社も株式会社の一つです（整備法2条1項）。

会社についての法なのですが、会社法で定められているルールに、会社の従業員についてのハナシはほとんどありません。会社法で定められているルールは、会社の作り方、株式、組織、経営者など、従業員からするとちょっと遠いハナシです。

— Realistic 1 会社法は民法の特別法か？ —

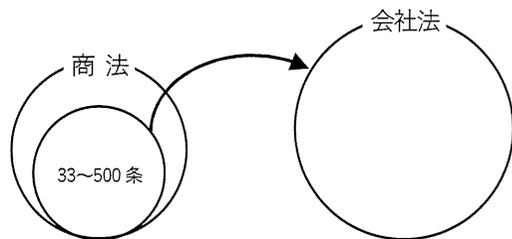
同じ事項について規定がある場合に、優先して適用される法令を「特別法」、特別法がない事項について適用される法令を「一般法」といいます。「会社法は民法（一般法）の特別法である」と説明されることが多いです。しかし、（正解があるわけではありませんが）あまりそう考えないほうが良いです。実は、会社法には、民法の特別法となっている規定がほとんどないんです。民法とは少し距離を置いて学習していったほうが良いです。



2 会社法の制定・改正

1. 制定 —— 平成17年

会社法は、平成17年7月に商法が改正されてできた法律です（施行は平成18年5月です）。その最大のテーマは、規制緩和でした。小泉さん・竹中さんの時代ですからね。「規制緩和」とは、



それまで以上に会社の自由度が上がったということです。これは、色々なところに現れています。

2. 改正 ―― 平成26年

会社法は、平成26年6月に一部が改正されました（施行は平成27年5月です）。それなりに多岐にわたる改正でした。この改正は、改正事項を以下の4つに分類して捉えることができます。

①大企業のコーポレート・ガバナンスの改正

平成17年の会社法制定後、大企業の不祥事が相次ぎました。社名は挙げませんが、ニュースで聞かれたことがあると思います。この大企業の不祥事の対策として、コーポレート・ガバナンスに関する改正がされました。「コーポレート・ガバナンス」とは、「企業経営の仕組み」「企業統治」などと訳されますが、簡単にいうと、「どのような組織で企業を運営していくか？」といったことです。

ex. 監査等委員会設置会社の創設（会社法2条11号の2）

②親子会社関係の整備

会社法制定時から親会社と子会社の関係の規制には問題があるといわれており、その課題が残されたまま（手をつけないまま）会社法は制定されました。平成26年にやっとその改正がされました。

ex. 特定責任追及制度の創設（会社法847条の3）

③その他会社法施行後に浮かび上がった問題点の改正

上記①および②以外にも、会社法には問題点がありました。そこで、「その問題点も一緒に改正しちゃおう」ということで一緒に改正されました。

④できる限り各制度の規定を統一

明確な理由なく制度ごとに規定が異なるものがありました。法律の不備です。平成17年は「何でもぶち壊せ」の時代でしたから、急いで会社法が作られました。だから、不備がけっこうあったんです……。その不備が直り、各制度の統一がされました。

第2章

個人事業主と法人

個人事業主と法人の違いって、わかりますか？ 個人事業主は、試験では出ません。しかし、この第1編は会社法がどんな世界かを見渡すことが目的なので、視野を広げて、個人事業主と法人の違いから考えてみましょう。

登場人物

全体像を説明する第1編・第2編では、以下の登場人物が出てくる物語も挟みつつ説明をしていきます。

- ・資産太郎：資産はあるが、事業のアイデア力や経営力はない70代の資産家
- ・秀英一郎：資産はないが、事業のアイデア力と経営力はある20代の青年

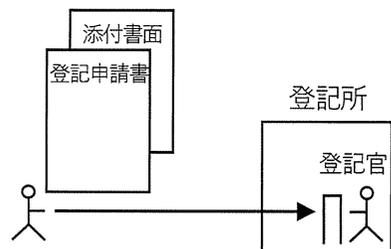
1 個人事業主

大学生である秀英一郎は、自宅でスマホのアプリの開発をしていました。それなりに収益も上がるようになり、従業員として同じく大学生である後輩を何人か雇う余裕まで出てきたため、秀英一郎は「就職するよりも、この事業で食っていこう」と考え始めました。

こんな感じで事業主になることがあります。この秀英一郎は、事業の年商が100億円だろうが、従業員を1万人雇おうが、丸の内にビルを建てようが、株式会社などになる手続（登記など）をしなければ、個人事業主です。つまり、「個人事業主と法人の違いって？」という問の答えは、株式会社などになる手続（ex. 次のページの登記）をしているかしていないかなのです。個人事業主の例としては、以下のような者が挙げられます。

ex. 八百屋、理容室、司法書士、予備校講師

次のページの登記は、「商業登記」というものです。商業登記は、会社などの基本情報を公示するものです。不動産登記法でも出てきた登記所に、申請書、添付書面などを提出します。そして、登記所にいる登記官が審査をし、問題がなければ、登記が作られます。今は、このようなザックリとした理解で構いません。



実際の書面を見よう1 ―― 株式会社の登記事項証明書

履 歴 事 項 全 部 証 明 書

横浜市
株式会社

会社法人等番号	
商号	株式会社
本店	横浜市
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成25年2月5日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講師の委託業務 2. 講師のスケジュール管理及びマネジメント 3. 講演 4. コンサルタント業務 5. 書籍の執筆, 監修及び校正 6. 教材作成, 監修, 校正及びその委託業務 7. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	3000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには, 株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 松本 雅典 横浜市 代表取締役 松本 雅典
登記記録に関する 事項	設立 平成25年2月5日登記

この登記は、実は私の株式会社のもので、自宅の住所がわかってしまう（ことにつながる）部分を黒塗りにしている点は、ご了承ください。予備校講師は、通常は個

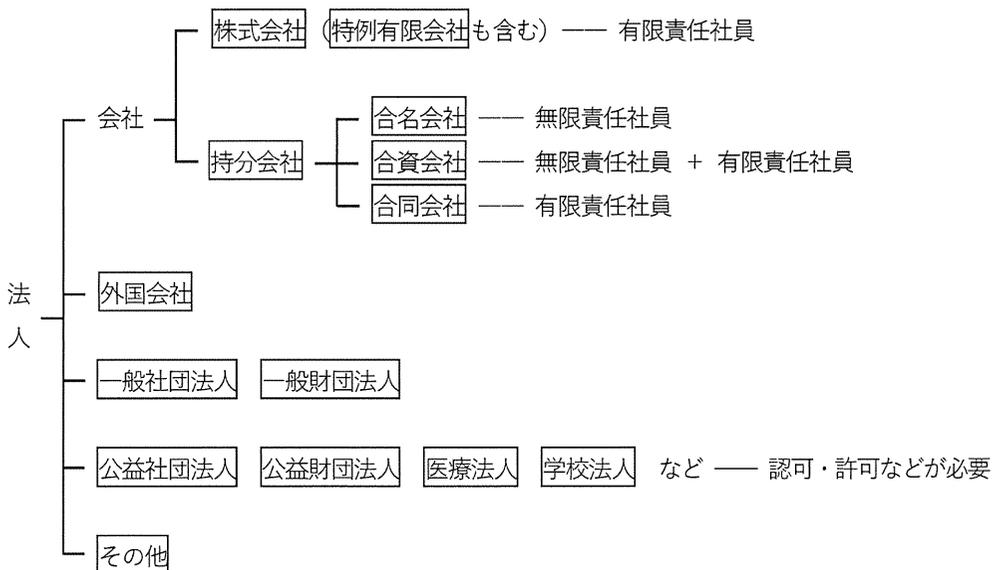
人事業主なのですが、私はちょっと変わっていて、株式会社を作って講師の仕事をしています。

2 法人

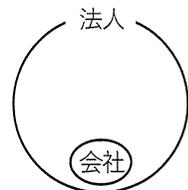
株式会社などになる手続 (ex. 前ページの登記) をすると、法人となります。たとえば、秀英一郎がリアリスティックジャパン株式会社を作ることにし、その登記をすれば、法人ができます。「リアリスティックジャパン株式会社」という新しい人が生まれるんです。法人は「法」で特別に認められた「人」なので、権利能力を有します。

— 民法1のテキスト第2編第2章第1節2②

法人には様々なものがありますが、主要なものを挙げてみます。



会社は法人の一種にすぎず (会社法3条), このように会社以外にも多数の法人があります。



第3章

会社とは？

法人の一種である「会社」は、株式会社（特例有限会社も含まれます）と合名会社・合資会社・合同会社（これら3つを「持分会社」といいます）のことをいいます（会社法2条1号）。このように4つあるのですが、株式会社が最もよく出題され、最初に学習するので、まずは株式会社にイメージしてください。

では、「会社」とはなんでしょう。一般的な会社のイメージは、「高校や大学を卒業して入るところ」だと思います。しかし、法律的には、以下のように定義されます。

会社：「営利性」（下記①）「社団性」（下記②）「法人性」（下記③）のある団体（営利社団法人）

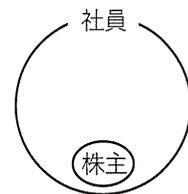
①営利性

会社とは、そもそも効率的に金儲けをすることを主眼として作られたものです。つまり、個人の資力や能力などでは限界があるので、会社という組織を作り、より効率良く金儲けをするわけです。そして、会社の持ち主である社員（株式会社の場合は株主に）に利益（剰余金など）を分配します（会社法105条2項、1項1号、2号）。

会社法の裏には、この営利性があることを意識してください。

「社員」とは、「社」団の構成「員」（メンバー）のことです。株式会社の場合は、「株主」といいます。法人の持ち主であると捉えておけばOKです。

*日常用語でいう「社員」とは異なるので注意してください。日常用語でいう「社員」（従業員）は、法律的には「使用人」「被用者」などといいます。



②社団性

共通の目的を有する人の集まりであるということです（通説）。ただし、合資会社を除いて、「一人会社」（社員が1人の会社）も可能であるため、社団性があるとはいえない会社もあります。私の株式会社も、一人会社です。このような一人会社は、人の集まりとはいえず社団ではないと解する見解もあります。しかし、いつでも社員が複数になり得るので、潜在的には社団であるといえます。

③法人性

これは、民法で学習した「権利能力」のハナシです。会社は法人ですので（会社法3条）、独立した権利義務の帰属主体となることができます。――民法1のテキスト第2編第2章第1節¹, ²② 秀英一郎がリアリスティックジャパン株式会社を作り、株主も代表取締役も秀英一郎のみであったとしても、秀英一郎が代表者として締結した契約は、秀英一郎ではなく、リアリスティックジャパン株式会社がした契約となります。

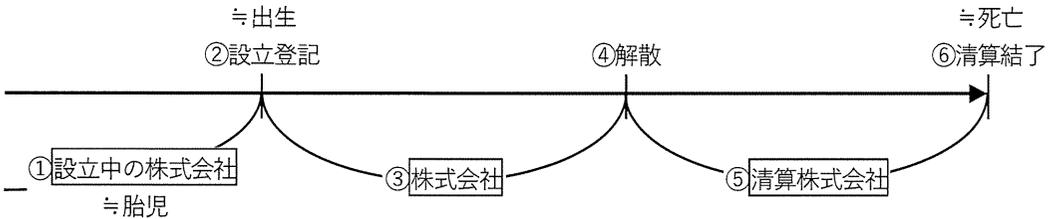
第4章

株式会社とは？

この第4章からは、会社のうち「株式会社」に絞って見ていきます。

1 株式会社の一生

まず、株式会社の一生を概観しましょう。



上記の「≒」は、「自然人（人間）でいうと」ということです。

人間でいうところの出生が設立登記（上記②）です。出生の前の胎児の状態が、設立中の会社（上記①）です。

人間の場合は借金や財産を残して死にますが、株式会社はダメです。債権者や株主への責任がありますので、すぐには死なせてくれないんです（上記④）。債権者に債務を弁済したり、株主に残った財産を分配したりして（上記⑤）、やっと死ぬことができます（上記⑥）。

2 株式会社はどのようにできたか？

1. そもそもの株式会社 —— 所有（資本）と経営の分離

資産太郎は、70代の資産家で資産はありますが、経営能力はありません。

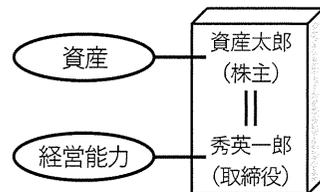
秀英一郎は、20代なので資産はありませんが、どんな企業も考えつかなかったスマホのアプリを開発するなど経営能力はあります。

事業は、資産と経営能力が合わさって効率良くお金を生み出します。しかし、資産太郎と秀英一郎がバラバラでは、効率良くお金を生み出せません。

そこで、「これらを組み合わせよう」ということでできたのが、株式会社です。

資産太郎は、出資をして株主となります。

秀英一郎は、経営をします（取締役といわれる経営者）



となります)。

会社法を見る重要な視点

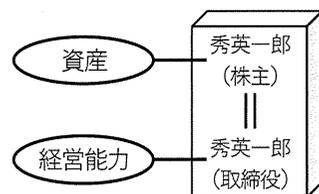
「効率良くお金を生み出す」というハナシが出てきましたが、会社法は、民法と異なり、法律的な視点だけでなく経済的な視点も含めて創られた法律です。つまり、「法をいかに守るか」(法律)ということと、「いかに効率よくお金を生み出すか」(経済)という争いの中にある法律なのです。

法律 VS 経済

2. 現実のほとんどの株式会社 —— 所有(資本)と経営の未分離

上記1.のように設立される株式会社ですが、本来の株式会社です。ですが、現実には、上記1.のような構造で存在している株式会社は、かなり少ないです。上場企業のすべておよび非上場企業の一部には、上記の構造が当てはまります。

しかし、それ以外の日本に存在するほとんどの株式会社は、「株主(出資者) = 取締役(経営者)」です。秀英一郎が、自分で出資をして株主となり、経営もします(取締役となります)。私の株式会社も、このパターンです。私の株式会社のような中小企業に出資してくれる人なんて、いませんから……。



つまり、ほとんどの株式会社は、所有(資本)と経営が分離していないわけです。

上記1.の「そもそもの株式会社」と上記2.の「現実のほとんどの株式会社」をイメージ図にすると、次のページのようになります。

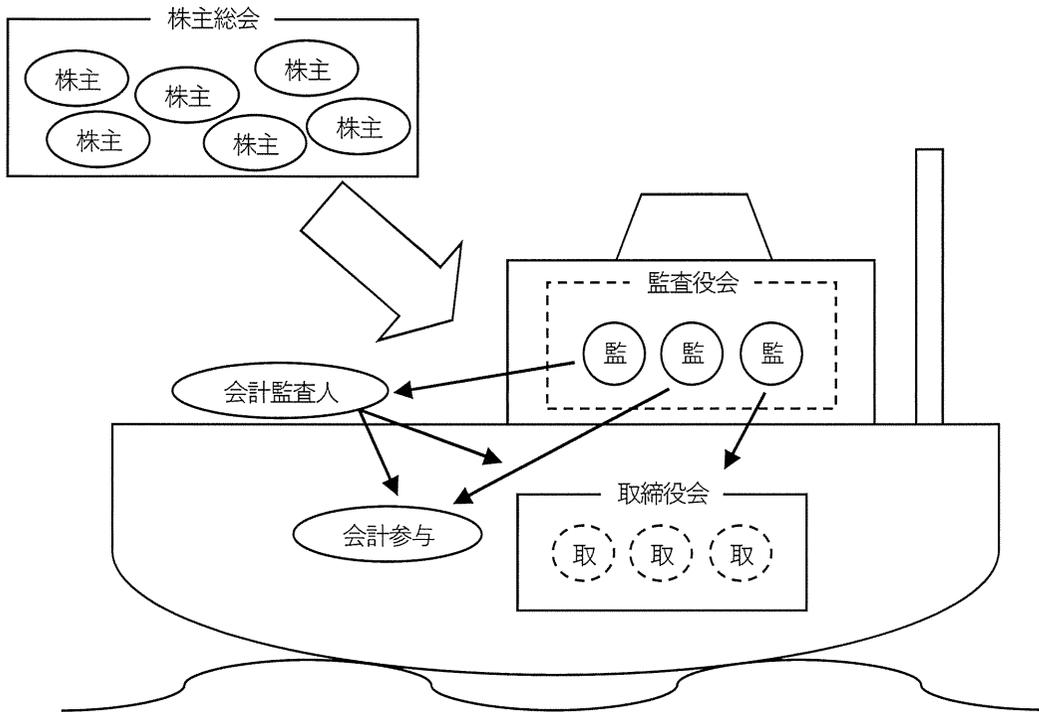
* 監査役会や会計参与など他の機関も掲載していますが、今は、株主と取締役のみをご覧ください。

株式会社を船にたとえて説明します。株式会社という船が、経済社会を航海していきます。株主が出資をし、船の大枠(目的地、乗組員を誰にするかなど)を決定します。取締役が乗組員となり、実際に船の舵かじをとります。

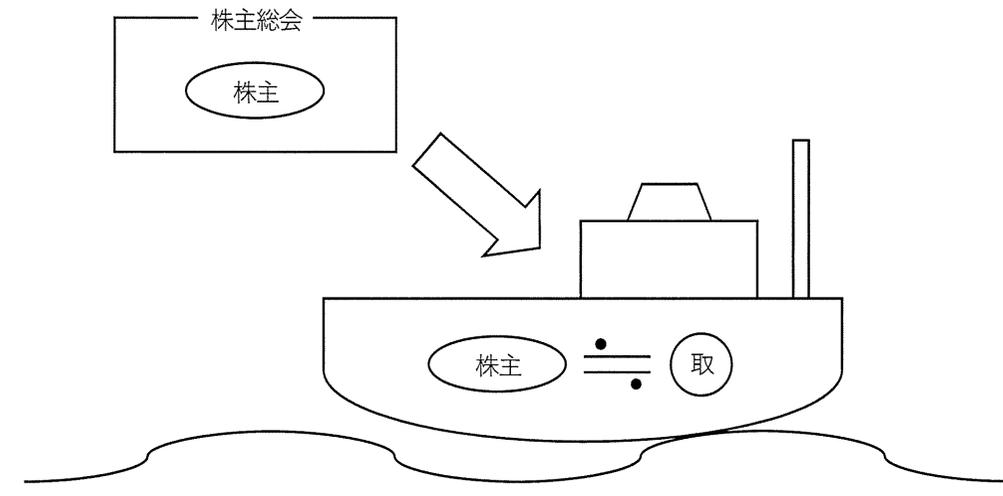
上記1.の「そもそもの株式会社」は、「株主が船の大枠を決める」「取締役が船の舵をとる」ときちんと役割分担がされています。

それに対して、上記2.の「現実のほとんどの株式会社」は、株主が船に乗っていません。

【そもそもの株式会社】（上記1.）ex. 上場企業



【現実のほとんどの株式会社】（上記2.）ex. 中小企業



*以下、**3**→**4**→**5**→**6**→**7**の流れを意識することが極めて重要です。

3 間接有限責任（株主の責任）

1. 意義

資産太郎は、秀英一郎の事業に 1000 万円を投資しようと考えています。しかし、資産太郎に「秀英一郎の事業が失敗したら…」という不安がよぎりました。秀英一郎の事業が失敗し、たとえば、秀英一郎が経営しているリアリスティックジャパン株式会社が 10 億円の負債を抱えた場合（法人ですからあり得ます）、出資者である資産太郎は 10 億円の負債の返済をしなければならないのでしょうか。

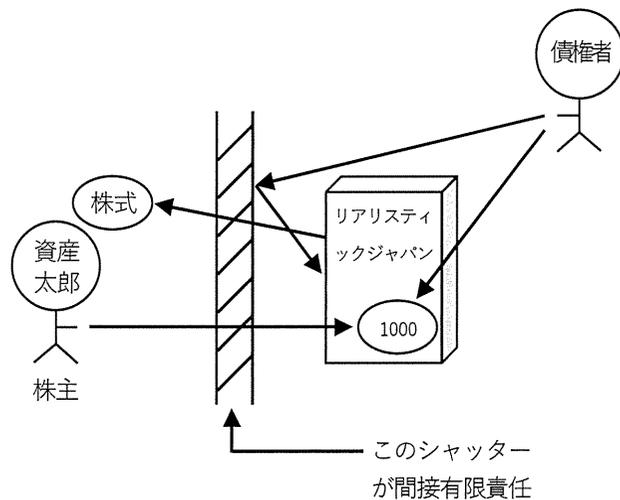
ご安心ください。会社法には、以下の条文があります。

会社法 104 条（株主の責任）

株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

これは、株主の責任が間接有限責任であることを定めた条文です。「間接有限責任」とは、株主は、株式会社の債権者に対して、株式の引受価額を限度としてしか責任を負わないということです（会社法 104 条）。簡単にいうと、責任の上限は出資した額がゼロになって終わりということです。

これは、右の図でイメージしてください。この図が極めて重要です。資産太郎は、1000 万円の出資をすると、株式を取得します。このとき、資産太郎とリアリスティックジャパン株式会社にシャッターが下ります。このシャッターが間接有限責任です。債権者は、リアリスティックジャパン株式会社にある 1000 万円



から債権を回収することはできます。しかし、シャッターがあるため、資産太郎から債権を回収することはできません。資産太郎に請求しようとすると、シャッターで跳

ね返されるんです。

なお、法人の債権者とは、たとえば、取引先の企業や融資をした銀行などのことです。私の株式会社だと、辰巳法律研究所は債権者ですね。

※「有限責任」とは？ 「無限責任」とは？

漢字からわかるとおり、「責任」が「限」りが「有」るか「限」りが「無」いかということです。この「責任」は、法人が負債を抱えたときに問題となります。

法人が負債を抱えたときに、有限責任しかない社員は、出資した額以上の責任を負いません。つまり、出資した額がゼロになって終わりなのです。

それに対して、無限責任のある社員は、法人が負債を抱えたときに法人に弁済する資力のない場合には、出資した額に関係なく、代わりに弁済しなければなりません。つまり、最悪の場合、自分の預貯金から支払ったり、マイホームを売り払ったりしてでも支払わなければならないわけです。

— Realistic 2 感情を入れる —

有限責任と無限責任の違いを知って、「無限責任はイヤだな～」と思ったと思います。こういった「感情」を大事にしてください。感情が伴ったほうが記憶しやすいことは科学的にも明らかになっています。みなさんも、高校で学んだ数学は思い出せなくても、文化祭などの思い出は思い出せますよね。感情が伴い、心で記憶しているからです。心で記憶したことは、思い出せるんです。

2. 趣旨

株主の責任が間接有限責任とされているのは、安心して株式会社に出資をしてもらうためです。株式会社の負債まで負担する可能性があるなら、怖くて出資する人がいなくなってしまいます。

余談ですが、「株式投資をすると借金を抱える」というのはウソです。このように、出資した額がゼロになることはあります。しかし、自己資金で行っていれば（借金をして資金を用意したり信用取引をしたりしなければ）、出資した額以上の責任はありません。アメリカの高校ではこのことを教えるそうなので、アメリカは株式投資が盛んだといわれています。

3. 間接有限責任と異なる定め可否

定款や株主総会の決議によっても、間接有限責任（会社法104条）と異なる定めを

することはできません（強行法規）。株主の責任が間接有限責任であることは、株式会社の本質だからです。

会社法の基本スタンス

会社法の規定よりも株主に不利な定款などの定めは、基本的には禁止されます。株主は、そもそも、資産はあるが経営能力はない者を想定しています。よって、経営能力のある（頭の良い）取締役に出し抜かれる可能性がありますので、株主を保護しようという姿勢が会社法にあるわけです。

※「定款」とは？

定款とは、法人の組織・活動に関する根本規則です。……といわれても、わかりにくいですよね。定款は、国でいうところの「憲法」のようなものです。憲法には、国の根本的なルールが書かれています。1番有名なのが9条ですが、文言どおり読むと「戦争をしない国ですよ」「戦力を持ちませんよ」と書いています。定款も、法人の根本的なルールが書かれます。たとえば、何をする法人なのか（目的）や取締役会を置くか（機関）などを定めます。

定款は、書面または電磁的記録（データ）で作成します（会社法26条）。普通は、PDF（電磁的記録）で作成します。



— Realistic 3 個人事業主が株式会社を作るワケ —

一般的な会社法のテキストでは、個人事業主が株式会社を作るワケとして、以下の2点が挙げられます。

- ①事業資金の調達のため
- ②無限責任から逃れるため

しかし、上記①ですが、この国で中小企業に出資をしてくれる人はほとんどいません。また、上記②ですが、株式会社が融資を受ける際、株主である代表取締役（いわゆる社長）が保証人になることが条件とされ、結局無限責任を負わされることが多いです。よって、実際に株式会社を作るワケとして多いのは、以下の2点です。

- ③節税のため

これが、多いですね。私が株式会社を作ったのは、これが理由です。法人にすると、役員報酬の額を調整して所得税を低くしたり、生命保険の掛金の半分を経費にできたりと節税の幅が広がるんです。

- ④信用力を上げるため

みなさんがネットショップで何かを買うとき、販売者が「松本 雅典」と「株式会社マツモトカンパニー」であれば、どちらのほうが安心しますか。後者だと思います。実際は、株式会社だから信用できるわけでもないんですが、個人名よりは信用する人が多いのが現実です。また、法人以外に発注できないという内規がある企業もあります（最近は減ってきましたが）。

4 資本金

会社法 445 条（資本金の額及び準備金の額）

- 1 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。
- 2 前項（設立又は株式の発行時）の払込み又は給付に係る額の 2 分の 1 を超えない額は、資本金として計上しないことができる。
- 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

1. 資本金とは？

（1）意義

上記³でみたとおり、株主は有限責任しか負いません。そうすると、債権者にとっては、会社の財産のみが最後の拠り所なわけです。そこで、債権者のためにあるのが「資本金」です。

（2）資本金の額

（a）原則

資本金は、株式会社の設立または株式を発行する際に、株主が株式会社に払込みまたは給付をした財産の額です（会社法 445 条 1 項）。上記³の 1. の例でいうと、資産太郎が出資した 1000 万円が資本金となります。

このように、株主は、出資と引き換えに株式をもらいます。設立時に出資をする場合と、設立後に出資をする場合（いわゆる増資）があります。出資の内容は、金銭に限らず、現物（ダイヤモンド、不動産など）もあるのですが、今は金銭でイメージしてください。

（b）例外

株式会社は、株主が株式会社に払込みまたは給付をした財産の額のうち、 $1/2$ まで

での額を資本金として計上しないことができます（会社法 445 条 2 項）。資本金として計上しなかった額は、資本準備金となります（会社法 445 条 3 項）。上記³の 1. の例でいうと、資産太郎が出資した 1000 万円のうち、500 万円までは資本金とせず、資本準備金とすることができます。「準備金」とはなにかというと、これも債権者のために存在するのですが、資本金よりは少しイジリやすいです。

資本金の額が高くなりすぎると株主に配当するのが難しくなるといった理由から、払込みまたは給付された財産の額のすべてを資本金に計上したくない株式会社もあります。これは、その要請に応えた規定です。

2. 資本充実の原則・資本維持の原則

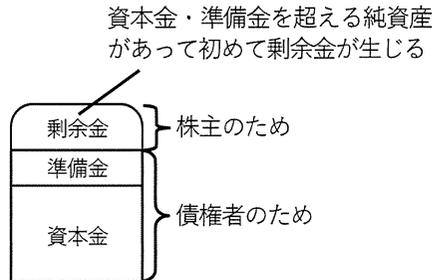
資本金は債権者の拠り所です。よって、以下の原則があります。

- ①資本充実の原則（入口の規制）：株式会社の設立または株式を発行する際には、「資本金」として定めた額をきちんと株式会社に入れる必要があるという原則
- ②資本維持の原則（出口の規制）：株式会社に入った資本金は、出ていってしまわないようにしなければならないという原則

①の資本充実の原則は、法律上守られています。しかし、②の資本維持の原則は、現在の制度では法律上守られていません。たとえば、「資本金 金 1000 万円」と登記されている株式会社に、実際に 1000 万円の財産があるとは限りません。株式会社を作った直後は、事務所を借りたり商品を仕入れたりと費用が出ていくばかりですから、出資された 1000 万円は減っていきます。そのまま赤字が続けば、ずっと資本金の額の財産がない状態となります。

資本金とは？

「では、資本金ってなんなの？」と思われると思います。資本金とは、「これ以上の資産がない限り、株主に配当しません」という株式会社の器を表すものです（準備金も同じです）。資産が資本金の額を下回っていると、株主への配当ができません。株主への配当ができないと、株主から文句がくることがあります。つまり、資本金とは、「これくらいの純資産を築く気がある」という株式会社の意気込みでもあるわけです。



このように、実際に資本金の額の純資産が株式会社にあるとは限らず、債権者は株主から回収することもできませんので（上記3の1.）、債権者は結局泣きを見る（保護されない）こともよくあります。だから、銀行が融資をする際には、担保を取るのです。

5 出資金の払戻し

株主は、株式会社に対して、出資金の払戻しを請求できるでしょうか。「出資金の払戻し」とは、たとえば、出資をして株主になった資産太郎の息子が私立の医学部に進学することになったためにまとまった金が必要となり、資産太郎が、リアリスティックジャパン株式会社に対して、「株式は返すから出資した 1000 万円を返してくれ！」と言うことです。

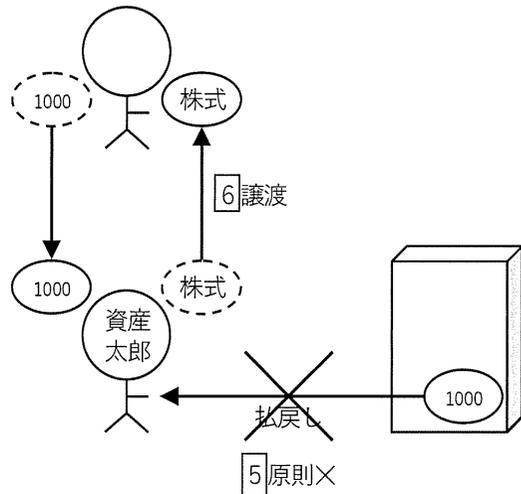
これは、原則として禁止されています。

株主が出資した資本金は、債権者の抛り所です。そして、株主は有限責任しか負いません。その抛り所（出資金）を株主に返すことまでは、さすがに認められません。

6 株式譲渡自由の原則

しかし、資産太郎の息子は2浪してまで医学部に合格しました。何とか医者にしてあげたいのが親心でしょう。

出資金の払戻しをすることは、原則として禁止されています。しかし、それでは株主は投下資本（投資したお金など）を回収することができません。そこで、認められているのが、株式を譲渡することです（会社法127条）。これを「株式譲渡自由の原則」といいます。「株式を譲渡する」とは、東京証券取引所などの取引所での売買が典型例です。資産太郎は、リアリスティックジャパン株式会社の株式が欲しいと思っている人を探し出し、その人に株式を売り渡すことによって、投下資本を回収することができます。



7 株式の譲渡制限規定

資産太郎は、株式を譲渡して出資した1000万円を回収できますので（株式が1000万円で売ればですが）、ハッピーです。

しかし、リアリスティックジャパン株式会社の他の株主からすると、どうでしょう。資産太郎から株式を譲渡された者が、敵対的買収を企てている者やちょっとコワモテの人かもしれません。他の株主の中には、株式が誰にでも譲渡されると困ると思っている者もいるかもしれないんですね。そこで、以下の定款規定を定めることが認められています。

会社法107条（株式の内容についての特別の定め）

株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。

この定款規定を設けておけば、資産太郎が株式を譲渡するには、株式会社の承認が必要となります（会社法107条1項1号）。このように譲渡に制限がある（株式会社

の承認が必要な)株式のことを「譲渡制限株式」といいます(会社法2条17号)。譲渡制限株式が正式名称なのですが、イメージがしやすいようにこのテキストでは「非公開株」と呼ぶことがあります。それに対して、譲渡制限のついていない株式のことを、このテキストでは「公開株」と呼ぶことがあります。

実際、ほとんどの株式会社の株式が、非公開株です。上記²の2.の「現実のほとんどの株式会社」の株式は、非公開株です。

非公開株の基本イメージ

非公開株は、「家族以外の株主を入れたくない」とイメージしてください。実際にも、家族だけで非公開株を保有していることはよくあります。この場合に、その1人が第三者に株式を譲渡したら、家族以外の者が株主になりますから、イヤですね。

※非公開株だと投下資本を回収できないのか？

「とすると、資産太郎が保有していたのが非公開株だと、株式会社が承認しないと資産太郎は株式を売れず、投下資本を回収できなくなってしまうのでは？」と思われたかもしれません。しかし、株主が投下資本を回収できないということはあってはなりません。

そこで、株主は、株式会社に対して、譲渡承認請求ができます(会社法136条)。このとき、株主は、もし株式会社が譲受人を気に入らず承認しないのであれば、「株式会社が買い取るか、誰か買い取る者を指定しろ」とまで言うことができます(会社法138条1号ハ、2号ハ)。現時点では、「非公開株でも、株式を手放し、投下資本を回収する方法はあるんだな」ということを頭の片隅に置いておいてください。

このように、株主が投下資本を回収できないということはあってはならないので、譲渡を「禁止」することはできません。できるのは、あくまで制限(株式会社の承認を必要とする)です。

8 株式会社の分類

この第1編の「会社法の世界」を終えるにあたって、最後に株式会社の分類をみます。3つの視点から株式会社を分類することができます。会社法と商業登記法には色々なルールがありますが、「〇〇会社にはこのルールが適用される」ということが多々あります。その「〇〇会社」に入るのが、下記1.~3.です。

1. 親会社・子会社

親会社：株式会社を子会社とする会社など（会社法2条4号）

子会社：他の会社に総株主の議決権の過半数を保有されている株式会社など（会社法2条3号）

*「など」は、細かいので無視してください。

子会社の定義から考えてください。

すべての株式に議決権があるとすると、株式の過半数を保有している会社があれば、保有している会社が「親会社」で、保有されている株式会社が「子会社」です。

2. 公開会社・公開会社でない株式会社

公開会社：一部でも公開株を発行する旨の定めのある株式会社（会社法2条5号）

公開会社でない株式会社：すべての株式が非公開株である株式会社（非公開会社）

公開会社の定義の「一部でも」ですが、株式は種類株式を発行できます。「種類株式」とは、A種類株式、B種類株式など、内容の異なる株式です。たとえば、A種類株式とB種類株式を発行する旨の定めがある場合、A種類株式とB種類株式のどちらかが公開株であれば公開会社です。これが、「一部でも」の意味です。なお、A種類株式が非公開株、B種類株式が公開株で、まだ実際にはA種類株式（非公開株）しか発行していなくても、公開会社です。公開株（B種類株式）を発行する旨の定めがあれば、公開会社となります。

実際に発行していなくても「〇〇会社」

このように、実際に発行していなくても「〇〇会社」となるのが、会社法の基本的な考え方です。

それに対して、すべての株式が非公開株である株式会社が、公開会社でない株式会社です。「公開会社でない株式会社」が正式名称なのですが、このテキストではイメージがしやすいように「非公開会社」と呼んでいきます。

3. 大会社・大会社でない株式会社

(1) 意義

大会社 : 以下のいずれかの要件を充たす株式会社 (会社法 2 条 6 号)

①最終事業年度にかかる貸借対照表に資本金として計上した額が 5 億円以上である

②最終事業年度にかかる貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である

大会社でない株式会社 : 上記①および②のいずれの要件も充たさない株式会社

上記①ですが、資本金とは株式会社の器を表すものでした。資本金の額が多額であるということは、それだけ大規模な株式会社です。

上記②ですが、負債の額が多額であるということは、それだけ債権者に対する責任の大きい大規模な株式会社です。

※「貸借対照表」とは？

「貸借対照表」とは、一定の時点 (ex. 事業年度の末日) の財産の状況を表したものです。ある時点においてどのような資産や負債があるかや、ある時点における資本金や剰余金の額が記載されます。

(2) いつから大会社または大会社でない株式会社になるか？

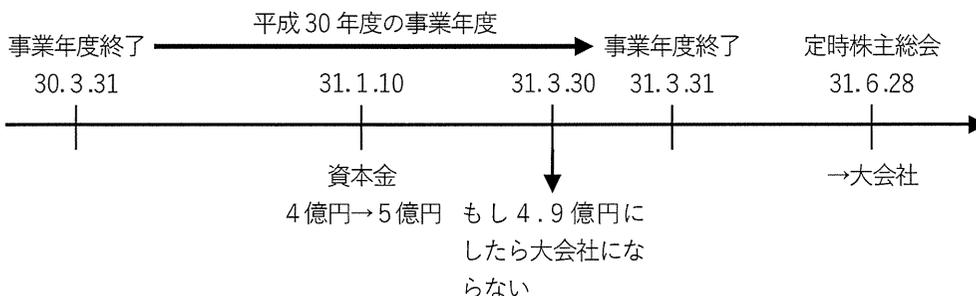
たとえば、資本金の額が 4 億円 (負債の額は 200 億円未満) の株式会社が、平成 31 年 1 月 10 日に、資本金の額を 5 億円に変更した場合、平成 31 年 1 月 10 日から大会社となるでしょうか。

なりません。大会社または大会社でない株式会社となる基準時は、貸借対照表が定時株主総会において承認された時です。定時株主総会とは、年に 1 回開催する株主総会で (会社法 296 条 1 項)、株主が貸借対照表の承認などをします (会社法 438 条 2 項)。定時株主総会に提出された貸借対照表は、監査などを経た正確性が担保されたものなので、それを定時株主総会で正式に承認した時が基準とされているのです。

上記の例の株式会社の事業年度 (※) が 4 月 1 日から 3 月 31 日までであったとして、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の事業年度についての定時株主総会

が、平成31年6月28日に開催され貸借対照表が承認された場合、平成31年6月28日から大会社となります。

このように、貸借対照表が定時株主総会において承認された時が基準なので、たとえば、平成31年3月30日に資本金の額を4億9000万円に変更したら、大会社とはならないことになります。平成31年6月28日の定時株主総会で承認するのは、平成31年3月31日時点の貸借対照表だからです。



※事業年度とは？

事業年度とは、法人の財産および損益の計算の単位となる期間のことです（法人税法13条1項）。法人は、毎年税務申告をするのですが（私の株式会社もしています）、原則として事業年度ごとに申告をします。個人の期間は、基本的に「1月1日～12月31日」です。しかし、株式会社の場合、基本的に選ぶことができます。「4月1日～3月31日」としている株式会社が多いです（「3月決算」と聞いたことがあると思います）。「1月1日～12月31日」の株式会社もそれなりにあります（私の株式会社はこれです）。辰巳法律研究所は、かつては、司法試験に特化した予備校だったので、司法試験の試験が行われる5月を1年の終わりと考え、「6月1日～5月31日」としています。

事業年度は、1年を超えることはできません。1年に1回は税務申告をしろってことです。ただし、事業年度の変更をした場合、変更後の最初の事業年度は、1年6か月を超えない期間とすることができます（会社計算規59条2項後段）。たとえば、平成30年2月1日に、事業年度「1月1日～12月31日」を「4月1日～3月31日」に変更する場合、「変更後の最初の事業年度は平成30年1月1日から平成31年3月31日とする」（1年3か月）といった調整が必要となるからです。

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士 5 ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5 ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
	記述	『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）
ネットメディア	All About で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
	クラウドワークス「WoWme（ワオミー）」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ http://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

あなたの熱意

辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040 (代表)

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335